平成２７年（フ）第３００１号
東京都西東京市南町４丁目２―15―206
債務者　大上　寛士
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本城　昭彦
4　破産債権の届出期間　平成27年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３号
静岡県浜松市浜北区豊保181番地の２
債務者　山本ひろ子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河島　多恵
4　破産債権の届出期間　平成27年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１１号
盛岡市上田堤１丁目９番14号　アメニティＭ＆Ｍ101号、旧住所盛岡市桜台１丁目13番28号
債務者　吉田　　力
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１１７号
岩手県二戸市福岡字矢神111番地　341号
債務者　菅原　恵子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１０３号
新潟県阿賀野市金屋475番地
債務者　落合三喜雄
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１７号
新潟県胎内市若松町２番５－５号
債務者　太田　真介
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第２０号
新潟県村上市石原２番22号
債務者　星野　敏幸
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１４号
島根県益田市隅村町646番地５、前住所島根県益田市隅村町649番地２
債務者　尾崎　芳子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第５７号
香川県高松市屋島西町2279番地１　市住５－206
債務者　濵口めぐな（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５８号
香川県高松市一宮町1076番地
債務者　川田　博文
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３２号
長崎県大村市上諏訪町1049番地６、前住所長崎県大村市池田新町763番地87　池田アパートホ棟17号
債務者　琴岡　恵美
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
長崎県大村市上諏訪町1049番地６、前住所長崎県大村市池田新町763番地87　池田アパートホ棟17号
債務者　琴岡　武大
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
香川県善通寺市文京町２丁目３番１―303号あけぼの団地
債務者　滝本　玲子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２６号
香川県坂出市中央町８番80号
債務者　角森　賢司
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第３０号
香川県坂出市府中町5892番地１
債務者　大澤　卓也
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１０９３号
千葉県市川市南八幡４丁目15番16―101号トップアイランドコーポ
債務者　岩井　朝子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係